

# Base Camp サブスクパス規約

(株)Base Camp は、月額継続課金型サービス(サブスクリプション)に関するサブスクパス(以下「本サブスクパス」といいます。)の利用規約(以下「本規約」といいます。)を以下のとおり定めるものとします。

## 第1条(サービス内容)

1. 「本サブスクパス」とは、月額継続課金型(サブスクリプション)で、Base Camp Members (以下「本メンバーズ」といいます。)に関する会則に定める範囲で利用できるパスのことをいいます。
2. 本サブスクパスの申込の意思表示をもって、本規約に同意したものとみなします。

## 第2条(本規約等の追加変更)

1. Base Camp は、本規約を随時変更できるものとします。
2. 本規約および諸規程を変更した場合、Base Camp の Web のサイト等で告知するものとします。
3. Base Camp の Web サイトに変更後の本規約および諸規程を掲載した後に、本サブスクパスを利用した利用者は、当該変更に同意したものとします。

## 第3条(利用期間)

本サブスクパスの利用期間については、期間の定めがないものとします。

## 第4条(種類)

1. 本サブスクパスの種類は、「単店舗サブスクパス」と「共通サブスクパス」とします。
2. 前項の「単店舗サブスクパス」は、Base Camp の施設において、特定の1店舗のみを利用対象店舗とし、「共通サブスクパス」は、Base Camp の施設の全店を利用対象店舗とします。

## 第5条(利用料金等)

1. 本サブスクパスの利用料金は、別途定めるものとします。
2. 利用料金等が公租公課の増減、諸物価の変動、経済情勢の変動その他の事由により不相当となったときは、Base Camp は利用料金等の改定をすることができるものとします。

## 第6条(支払い方法)

1. 本サブスクパス利用者は、利用開始月の利用料金を次項に定める料率にて本サブスクパス申込時に Base Camp の指定する方法により即時支払うものとします(引き落とし日は、本サブスクパス利用者の契約するクレジットカード会社によって異なります。)

2. 本サブスクパスの利用開始月は、別途定められた月額に対して次の料率で算出するものとします。

1～7日まで: 100%

8～15日まで: 75%

16～23日まで: 50%

24～月末日まで: 25%

※小数点以下は、小数点第一項四捨五入とする。

3. 本サブスクパス利用者は、利用開始月の翌月以降の第5条1項に定める当月分の利用料金を前月の月末日に Base Camp の指定する方法(クレジットカード決済)により支払うものとし、以後毎月継続課金されるものとします(引き落とし日は、本サブスクパス利用者の契約するクレジットカード会社によって異なります。)
4. 本サービス利用者は決済月及び、翌月の15日までにクレジットカードによる決済ができない場合は16日以降のご利用をお断りします。
5. 一度支払われた利用料については、理由の如何を問わず、返金されないものとします。

## 第7条(入会手続等)

本サブスクパスの申込は、希望者が所定の手続にしたがって利用の申込を行い、Base Camp が、本サブスクパスを利用可能と判断した希望者に対し、当該申込の受付をします。

## 第8条(施設の営業時間等)

1. 施設の営業時間および休日は、Base Camp の Web サイトの掲示通りとします。(以下「営業時間」といいます。)
2. 営業時間の変更や臨時の休業日を設ける場合、施設への掲示または Base Camp の Web サイト上でその旨を告知するものとします。

## 第9条(施設の休業および閉鎖)

1. Base Camp は、施設毎に定期休業日を設定することができます。
2. Base Camp は、次の各号のいずれかにより、施設の全部または一部を臨時休業又は閉鎖(以下「臨時休業等」といいます。)することができます。

(1) 天災地変、気象災害、地震またはその他不可抗力等があったときまたはその恐れがあるとき。

(2) 判決の言渡し、法令の制定改廃または行政庁による処分(不利益処分を含みます。)、行政指導もしくは命令等があったとき。

(3) 社会情勢の著しい変化があったときまたはその恐れがあるとき。

- (4) その他、Base Camp が営業することが困難または営業すべきでない事情が生じたときまたはその恐れがあるとき。
- (5) 施設の改造、増改築、修繕、整備または点検を要するとき。
- (6) イベント開催やその準備をするとき。
- (7) 施設貸出をするとき。

3. 法令の定めまたは Base Camp が特に認める場合や別に定めた場合を除き、前項の臨時休業等により、会員が負担する諸費用の支払義務が軽減されることや免除されることはありません。
4. 前項にかかわらず、本サブスキップスの「単店舗サブスキップス」においては、店舗単位で、本条第 2 項(5)、(6)又は(7)の場合、かつ 1 日以上臨時休業等する場合、臨時休業していない店舗を該当日にかぎり利用できるものとします。
5. 本サブスキップスの「単店舗サブスキップス」、「共通サブスキップス」においては、本条第 2 項(5)、(6)又は(7)の場合かつ、12 月 31 日、1 月 1 日、1 月 2 日、1 月 3 日を除いて、1 日以上全店が休業の場合は、日割りにて返金致します。
6. Base Camp は、臨時休業および閉鎖が予定されている場合は、事情の許す限り、原則として 1 週間前までに会員に対しその旨を告知します。

## 第10条(種類の変更)

第4条に定める種類を変更する場合は、変更月の前月 15 日までに所定の変更申込手続きと、別途定める変更手数料のお支払いにより変更できるものとする。

## 第11条(休止制度)

1. 本サブスキップス利用者が、怪我や病気を理由に施設が利用できないと医師が判断した場合において、その診断日より 2 カ月以内に、医師の診断書を添付して所定の申込をすることで、申込月の翌月 1 日から休止することができます。医師が発行する診断書記載の診断日が、属する月の翌月 1 日を起算日として最大 24 カ月休止できるものとします。
2. 本サブスキップス利用者が、妊娠を理由に施設が利用できない場合に、妊娠を証する書面の提示と所定の申込をすることで、申込月の翌月 1 日から休止することができます。なお、当該書面交付日が属する月の翌月 1 日を起算日として最大 12 カ月休止できるものとします。
3. 本条第 2 項において、再開日は月初 1 日のみ再開できるものとし、月の途中での再開はできないものとします。休止を申込む際に再開日も申込むものとし、その後に再開日の変更を希望する場合は、開始をする月の前月の 15 日までに変更申込することにより 1 回まで可能とします。

## 第12条(解約)

本サブスクパス利用者は、当月 15 日までに所定の書面を本サブスクパスの対象店舗に提出することで当月の末日で解約できるものとする。

### 第13条(通知義務)

1. 本サブスクパス利用者は、以下の事由が生じたときは、遅滞なく所定の方法にて通知するものとします。
  - (1) 氏名、電話番号またはメールアドレスに変更があったとき
  - (2) その他本サブスクパス利用者が届け出た事項について変更が生じたとき
2. 本サブスクパス利用者が本条第1項各号の通知を怠ったことにより、本サブスクパス利用者に何らかの不利益が発生して Base Camp は一切の責任を負わないものとします。

### 第14条(解除)

Base Camp は、本サブスクパス利用者が利用料、その他本サブスクパスの利用に基づき発生する料金を支払わないとき、何等催告を要することなく、直ちに本サブスクパス利用者とのサブスクリプション契約を解除することができるものとします。

### 第15条(本サブスクパスの提供の終了)

1. Base Camp は、本サブスクパス利用者に対し、事前に告知することによって、本サブスクパスの全部または一部の提供を終了することができるものとします。
2. 本サブスクパス利用者は、Base Camp が前項の規定に従い本サブスクパスの提供を終了する場合、本サブスクパス提供の継続および本サブスクパスの停止に伴い発生した損害の賠償、その他一切の請求をできないものとします。
3. Base Camp が本条第1項の規定に従い本サブスクパスの提供を終了する場合、同条同項で定める告知がなされた日が属する月の翌月末日をもって、本サブスクパスの提供は終了するものとします。

以上

株式会社 Base Camp  
制定 2023 年 4 月 1 日